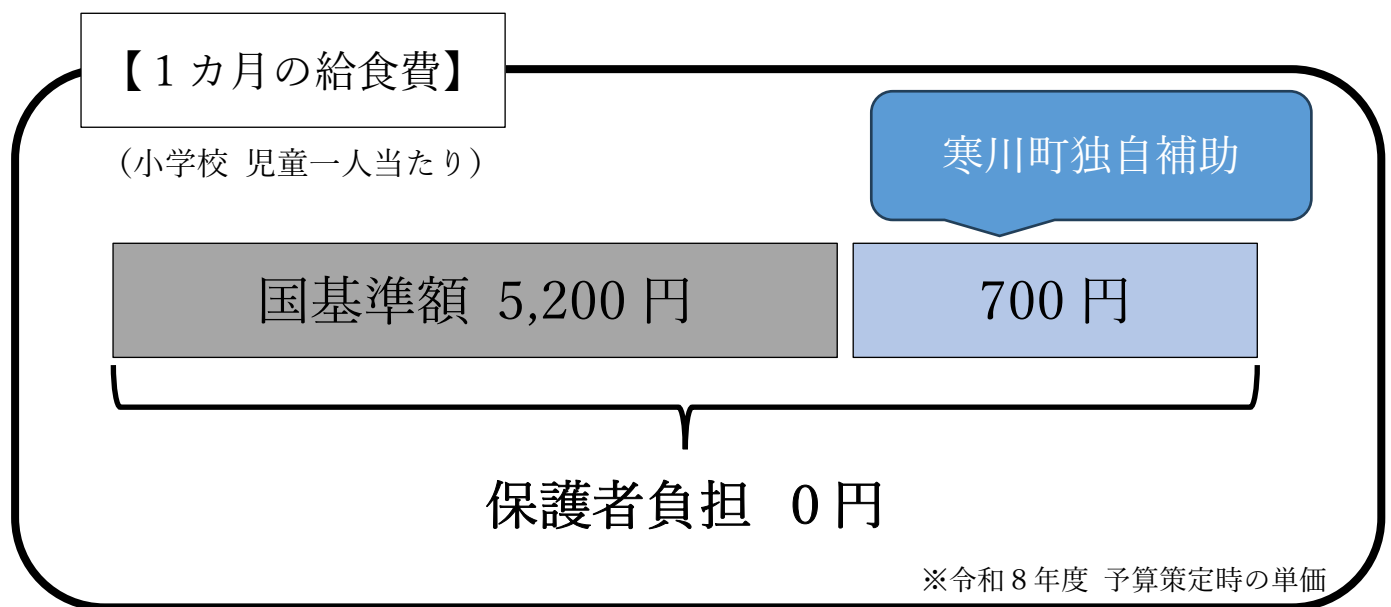


# 令和8年度小学校給食費の実質無償化について

## ○ 制度概要

令和8年度、国は子育て支援の一環として、「給食費負担軽減交付金」を設置し、小学校給食費の一部を補助します。

町では国の基準額に、町費をさらに上乗せして、給食の質・量を維持しつつ、小学校給食費の保護者負担を0円にします。



## ○ 対象範囲

- ・寒川町立の小学校に在籍する児童

## ○ 手続き

保護者の皆様のお手続きは原則、不要です。

(ただし、就学奨励費を受給している場合、一旦の自己負担が必要になりますので、給食費の納付方法についての届出が必要になります)

## ○ よくある質問

Q. 給食の量や質に影響しない？

A. 影響しません。物価高騰を加味した必要予算を確保し、給食の量・質・栄養価を確保します。

Q. アレルギー等の理由で弁当を持参している場合に補助はありますか？

A. 実施に向けて検討中になります。内容がきまり次第、対象となる方には通知の発送を予定しています。

Q. 生活保護を受けていますがどうなりますか？

A. これまでと同様に、生活保護制度による保障が優先されます。

Q. 就学援助費を受けていますがどうなりますか？

A. 給食費については、新制度による実質無償化の対象となりますので、就学援助の費目からは除外されます。

Q. 中学校の給食費は無償化にならないの？

A. 令和8年度においては国施策による補助は小学生のみが対象と定められているため、中学校においては町独自補助の軽減のみになります。